

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成29年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

(単位:人)

区 分	平成29年度					平成28年度						
	競争試験	うち女性数	選考	うち女性数	うち再任用職員等	計	競争試験	うち女性数	選考	うち女性数	うち再任用職員等	計
一般行政職員	101	49	208	106	50	309	94	39	188	94	56	282
教 員	0	0	239	103	58	239	0	0	228	109	36	228
警 察 官	45	9	36	0	36	81	47	10	31	1	31	78
計	146	58	483	209	144	629	141	49	447	204	123	588

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いた数です（以下同じ。）。
 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。
 3 教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）。
 4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

(2) 職員の異動の状況（平成29年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

(単位:人)

区 分	平成29年度		平成28年度		
	異動者数	うち女性数	異動者数	うち女性数	
一般行政職員	部長級	16	3	7	3
	次長級	38	6	31	2
	課長級	177	30	204	49
	課長補佐級	284	75	259	72
	係長級	369	138	363	131
	一般職員等	421	151	373	140
計	1,305	403	1,237	397	
教 員	校長	73	11	67	8
	教頭	108	23	94	15
	教諭	636	310	679	357
	助教諭等	0	0	5	3
	計	817	344	845	383
警 察 官	警視	50	0	45	0
	警部	101	0	80	3
	警部補	118	4	129	6
	巡査部長	137	14	126	16
	巡査等	157	30	175	22
計	563	48	555	47	

(3) 職員の退職の状況（平成29年度）

(単位:人)

区 分	平成29年度				平成28年度			
	一般行政職員	教 員	警察官	計	一般行政職員	教 員	警察官	計
定年退職	93	157	14	264	99	143	13	255
勸奨退職	4	2	10	16	2	1	9	12
早期退職	17	39	1	57	21	40	0	61
普通退職	105	54	17	176	95	21	25	141
分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0	0
失 職	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡退職	2	3	0	5	3	3	1	7
計	221	255	42	518	220	208	48	476

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況（平成30年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定数条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

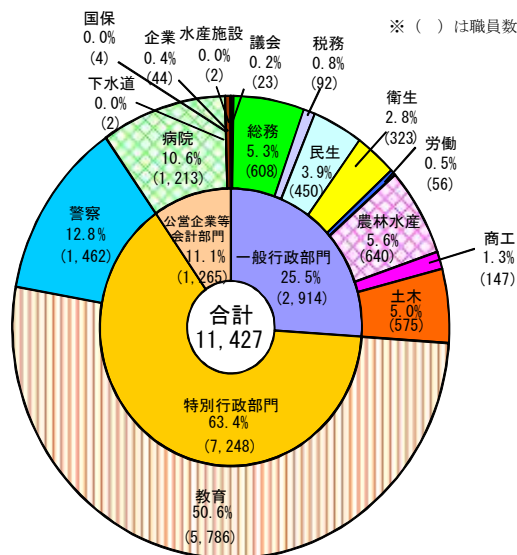
区 分	部 門	職 員 数				
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
	議 会	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)
	総 務	608人(4)	611人(3)	596人(Δ15)	609人(13)	608人(Δ1)
	税 務	99人(Δ1)	95人(Δ4)	96人(1)	97人(1)	92人(Δ5)

一般行政部門	民生	437人(6)	431人(△6)	432人(1)	435人(3)	450人(15)
	衛生	355人(△5)	351人(△4)	361人(10)	362人(1)	323人(△39)
	労働	49人(1)	48人(△1)	51人(3)	53人(2)	56人(3)
	農林水産	683人(△30)	680人(△3)	677人(△3)	666人(△11)	640人(△26)
	商工	143人(1)	150人(7)	150人(0)	149人(△1)	147人(△2)
	土木	591人(△5)	575人(△16)	566人(△9)	570人(4)	575人(5)
	計	2,988人(△29)	2,964人(△24)	2,952人(△12)	2,964人(12)	2,914人(△50)
特別行政部門	教育	5,959人(△22)	5,933人(△26)	5,893人(△40)	5,843人(△50)	5,786人(△57)
	警察	1,438人(△6)	1,450人(12)	1,447人(△3)	1,440人(△7)	1,462人(22)
	計	7,397人(△28)	7,383人(△14)	7,340人(△43)	7,283人(△57)	7,248人(△35)
普通会計計		10,385人(△57)	10,347人(△38)	10,292人(△55)	10,247人(△45)	10,162人(△85)
公営企業等 会計部門	病院	1,093人(19)	1,127人(34)	1,167人(40)	1,177人(10)	1,213人(36)
	下水道	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	企業	43人(△1)	43人(0)	44人(1)	43人(△1)	44人(1)
	水産施設	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	国保	-	-	-	-	4人(4)
	計	1,140人(18)	1,174人(34)	1,215人(41)	1,224人(9)	1,265人(41)
合計 [条例定数]		11,525人(△39) [12,136人]	11,521人(△4) [12,129人]	11,507人(△14) [12,074人]	11,471人(△36) [12,044人]	11,427人(△44) [11,968人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、再任用職員、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)

平成30年 部門別職員割合



(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由(平成30年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部門	増減	主な増減理由	
一般行政部門	議会議	0	
	総務	△1	鳥取市の中核市移行業務の減等
	税務	△5	欠員の不補充による減等
	民生	15	自治法派遣の増等
	衛生	△39	鳥取市の中核市移行に伴う業務移管による減等
	労働	3	県立ハローワーク全県展開体制整備による増等
	農林水産	△26	ほ場管理及び種雄牛管理の業務体制の見直し等による減等
商工	商工	△2	県外企業誘致業務の減等
	土木	5	海岸浸食対策の取組体制の強化による増等
計	△50		
特政特別部門	教育	△57	高校教育改革に伴う学級数減少による教職員の減等
	警察	22	欠員補充による増
計	△35		
普通会計計	△85		
公営企業等会計部門	病院	36	病院建て替えに向けた体制整備に伴う増、診療機能充実による増
	下水道	0	
	企業	1	PFIコンセッション追加可能性検証による増
	水産施設	0	
	国保	4	国保制度改革による増
計	41		
合計	△44		

(6) 定数削減の状況

鳥取県では、鳥取県版集中改革プラン（平成19年度～平成23年度当初）及び新たな定数管理の方針（平成23年度～平成27年度当初）に基づく取組の結果、8年間で608人（うち一般行政部門306人）の定数削減を達成しました。

平成27年度からは、役所仕事のあらゆるムリ・ムダを排除することにより、平成31年度までの4年間でさらに1%の定数削減（学校教職員、警察、病院局を除く一般行政部門等を対象）を図ることを目標としています。

厳しい状況が続く県財政を踏まえ、将来に向けて持続可能な体制とするためには、これまで以上に簡素で機能的な組織を構築し、全国最少レベルの職員数を堅持することが必要です。このため、業務改善や行政課題の変化に対応した業務のスクラップ・アンド・ビルド、社会環境の変化を踏まえた組織機能の再点検、また民間・NPOとの連携推進等により、組織体制の更なる効率化や人員配置の最適化を目指した取組を進めています。

(7) 職員数の推移

部門別	年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数（率）
一般行政		3,017人	2,988人	2,964人	2,952人	2,964人	2,914人	△103人（△3.4%）
教育		5,981人	5,959人	5,933人	5,893人	5,843人	5,786人	△195人（△3.3%）
警察		1,444人	1,438人	1,450人	1,447人	1,440人	1,462人	18人（1.2%）
普通会計計		10,442人	10,385人	10,347人	10,292人	10,247人	10,162人	△280人（△2.7%）
公営企業等会計計		1,122人	1,140人	1,174人	1,215人	1,224人	1,265人	143人（12.7%）
総合計		11,564人	11,525人	11,521人	11,507人	11,471人	11,427人	△137人（△1.2%）

(8) 職級別の職員数の状況（平成30年4月1日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

（単位：人）

区分		平成30年4月1日現在			平成29年4月1日現在		
		職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A
一般行政職員	部長級	21	3	14.3%	21	3	14.3%
	次長級	76	10	13.2%	76	9	11.8%
	課長級	492	107	21.7%	481	96	20.0%
	課長補佐級	907	268	29.5%	905	267	29.5%
	係長級	1,333	573	43.0%	1,337	548	41.0%
	一般職員等	2,236	1,230	55.0%	2,264	1,239	54.7%
	計	5,065	2,191	43.3%	5,084	2,162	42.5%
教員	校長	210	29	13.8%	213	31	14.6%
	教頭	254	59	23.2%	254	56	22.0%
	教諭	4,561	2,089	45.8%	4,596	1,998	43.5%
	助教諭等	98	28	28.6%	102	29	28.4%
	計	5,123	2,205	43.0%	5,165	2,114	40.9%
警察官	警視	63	0	0.0%	63	0	0.0%
	警部	129	2	1.6%	130	2	1.5%
	警部補	311	15	4.8%	310	12	3.9%
	巡査部長	320	31	9.7%	322	34	10.6%
	巡査等	416	68	16.3%	397	61	15.4%
	計	1,239	116	9.4%	1,222	109	8.9%
合計		11,427	4,512	39.5%	11,471	4,385	38.2%

(9) 等級等ごとの職員数の状況（平成30年4月1日現在）

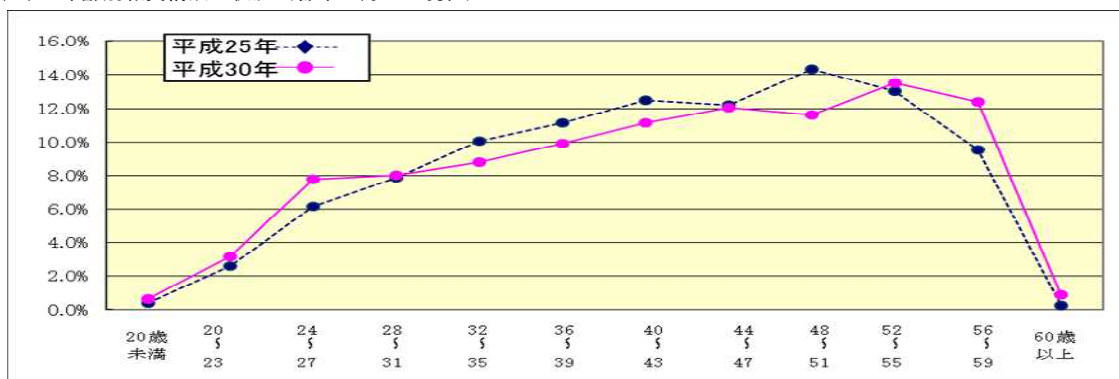
職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）に定める等級別基準職務表に基づく、個々の具体的な職務の各等級への格付けに係る県の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

なお、ここで公表する職員数は、集計方法の違いから、他に公表する情報と職員数が一致しないことがあります。

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3の規定に基づく公表

※詳細は、別添巻末資料を参照

(10) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成30年	70人	362人	890人	919人	1,006人	1,132人	1,274人	1,379人	1,331人	1,547人	1,416人	101人	11,427人
平成25年(5年前)	46人	299人	710人	911人	1,160人	1,291人	1,444人	1,415人	1,655人	1,505人	1,101人	27人	11,564人

(11) 障がい者の雇用の状況（平成30年6月1日現在）

区分	平成30年					平成29年				
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者		法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者		法定雇用率
			実数	雇用率				実数	雇用率	
知事部局等	3,117.5人	100.0人	71人	3.21%	2.5%	3,220.5人	102.0人	72人	3.17%	2.3%
身体障がい			2人					2人		
聴覚・平衡機能障がい			4人					5人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			22人					27人		
内部障がい			24人					22人		
知的障がい			7人					9人		
精神障がい			12人					7人		
教育委員会	4,272.5人	109.0人	79人	2.55%	2.4%	4,268.0人	111.0人	83人	2.60%	2.2%
身体障がい			7人					7人		
聴覚・平衡機能障がい			9人					9人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					0人		
肢体不自由			16人					19人		
内部障がい			20人					17人		
知的障がい			12人					18人		
精神障がい			15人					13人		
警察本部	312.0人	8.0人	4人	2.56%	2.5%	308.8人	8.0人	4人	2.60%	2.3%
身体障がい			-					-		
聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			-					-		
内部障がい			3人					3人		
知的障がい			-					-		
精神障がい			-					-		
病院局	637.5人	16.0人	10人	2.51%	2.5%	626.5人	15.0人	10人	2.39%	2.3%
身体障がい			-					-		
聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			3人					3人		
内部障がい			5人					5人		
知的障がい			-					-		
精神障がい			1人					1人		

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。

2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

- 3 職員数には、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。
- 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人（重度身体障がい者、重度知的障がい者及び採用の日または精神障害者保健福祉手帳取得の日のいずれか遅い日から起算して3年を経過する間にある者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

2 職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（平成30年4月1日現在）

区 分	具 体 的 な 取 組		
	一般行政職員	教員（学校事務職員を含む）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（評価対象期間中に勤務実績が全くない職員は除く） ※県警一般行政職員は警察に同じ。	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価期間における勤務期間が3月に満たない教職員等は除く。）	全職員（地方警務官、出向者、評価対象期間中に勤務実績のない派遣者・休職者等は除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	評価の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年2回（10月、2月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談員の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評定結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	評価対象者と評価者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発も目的とした、「業務管理・キャリア開発シート」の作成を全職員が実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	評価期間における発揮した能力、挙げた業績に関する自己の認識その他参考となる事項について申告する制度を実施

3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成29年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・ 全給料表について、給料水準の引上げ	平成29年4月1日
初任給調整手当の見直し	・ 初任給調整手当の支給月額の上限の引上げ	平成29年4月1日
管理職手当の見直し	・ 管理職手当の支給月額の引上げ	平成29年4月1日
扶養手当の見直し	・ 子に係る手当額を引上げ	平成29年4月1日
通勤手当の見直し	・ 自動車等を使用する職員に対する通勤手当の額の見直し ・ 特別急行列車を利用する職員の通勤手当の額を特別料金等の額の3分の2（改正前2分の1）に引上げ	平成30年4月1日
教員特殊業務手当の見直し	・ 教員特殊業務手当の支給額の引上げ	平成30年4月1日
退職手当の見直し	・ 退職手当の支給水準の引き下げ	平成30年4月1日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項 目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）